

たんけん！ドラマいっぱい、労働運動の歴史

2023年9月～2024年8月

岡山県労働者学習協会 長久啓太

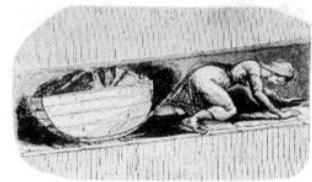
一。積み重ねられてきた、労働者のたたかひの歴史。1人ひとりの選択。

- ◇いまの労働条件。労働基本権や労働者の権利。最初からあったわけではない。
- ◇成り立ちや経緯は学ばないと見えない。変化を学べると、いまを相対化できる。
- ◇たたかひはジグザグ。相手がいるから。でも大きな前進をとげてきた。その積み重ね。
- ◇「あきらめる」「がまんする」という選択も。でも「たたかう」を選んだ多くの先輩たち。

二。労働組合誕生と労働基本権獲得。8時間労働も有給休暇も。

1。ストライキから労働組合へイギリスの歴史について

- ◇労働者を守るものが何もなかった初期資本主義
 - *世界でいちばん早く資本主義が発達したイギリス。
 - *1760年～1830年の産業革命（道具から機械へ）。
 - *労働者の増。しかし、長時間労働、低賃金、首切り自由、児童労働・・・無権利状態。
 - *セーフティネットなし、住環境悪く・・・。
- ◇打ちこわし運動（その最終形態がラダイト運動といわれている）
 - *当時は繊維産業が中心。労働者は紡績機を壊すという集団的な抵抗・抗議活動。この打ちこわしのための集団行動は、犯罪としてきびしく取り締まられる。しかし、ストライキというたたかひ方への発展、そして労働組合結成へとつながる要素ともなった。



◇ストライキから労働組合へ

- *いっせいに就業拒否をする集団行動。18世紀から頻発するように。「これ以上、労働力の安売りはしない」。ストライキの首謀者が解雇されることはあったが、参加者全員を解雇すれば経営が成り立たない。労働者の要求に譲歩し、生産現場に戻ってきてもらう。
 - *使用者がいちばん困ることを「みなで同時に」。ストライキをかまえて交渉する。
 - *ただ、労働者側の最大の弱点は、闘争資金の不足だった。これを補うために、労働者の集団を広げ、組織化をはかる必要があった。一時的な結集ではなく、労働組合へ発展していく組織がつくられていく。
- ◇恒常的に「労働者を守る」「みんなの力を強める」ために一労働組合の誕生へ

2。使用者側の反撃—団結の禁止。その弾圧をのりこえて。

- ◇政治的なたたかひ
 - *当時、議会で労働者の代表はおらず、イギリスでは労働組合の活動を禁止する法律がいくつもつくられていたが、1799年に総仕上げとなる「団結禁止法」がつけられる。労働組合の活動は「長期の懲役刑」覚悟のものとなった。
 - *それでもイギリスの労働者たちは、団結禁止法に触れない互助組織などをつくり活動を続け、世論にも訴えながら、ついに1824年、団結禁止法を撤廃させる。
 - *国の法律として、争議権をふくむ労働基本権が確立されたのは1906年。団結禁止法制定から100年以上かかっていたことだった。

◇労働者の代表を議会へチャーティスト運動（19世紀半ば）

*普通選挙権を求めて。労働者政党もつくられはじめる。

*児童労働の禁止、10時間労働法など、労働法で使用者を縛る政治的たたかひの発展。

3. 8時間労働制も、有給休暇制度も、たたかって勝ち取られたもの

◇1886年5月1日。アメリカ各地で8時間労働制を求めて、労働者35万人がストライキ。

*オレたちに自由な8時間を！がスローガンに。このたたかひで、約20万人が8時間労働協約を勝ちとる。しかし、雇用主は8時間労働制が広がることを恐れ、権力を使い組合指導部の弾圧、労働組合の孤立化をはかり、8時間労働制の約束をつぎつぎ破棄。

*労働者は、1890年5月1日、ふたたびゼネラルストライキでたたかうことを決め、世界各国の労働者に、「同じ日に、同じ要求でたたかおう」とよびかけた。そのよびかけに応え、世界各国で労働者一斉に行動。それが、世界のメーデーの出発点となった。

◇有給休暇制度（バカンス）を勝ち取ったフランス労働者たちのゼネラルストライキ

*反ファシズム人民戦線の闘いのなかで。2週間の年次有給休暇を初めて法律で勝ち取る。

1936年に数百万人規模のゼネストなどで勝ち取った権利のひとつ。

4. 労働者という自己認識を育てる（自分のニーズを自覚し、当事者になる）

◇立場が弱いからこそ、築いてきたものがある（先輩たちが）



使われる立場（人権侵害起きやすい）
交渉力弱い（ひとりで労働条件の交渉できない）
リスク多い＝失業・病気・災害・老齢・育児・介護

28条 労働組合による労働条件交渉・労働力防衛・生活防衛・共済制度

27条 勤労権（働ける権利）・国家による労働法整備・児童労働の禁止

26条 教育を受ける権利（学習権）・義務教育保障（無償で）

25条 生活権保障（健康で文化的な）・国家による貧困防止
所得補償（社会手当・失業給付・労災給付・年金給付・公的扶助）
対人社会サービス（福祉・医療・介護・公衆衛生）

さまざまな基本的人権 核心は13条 個人の尊重・幸福追求権



労働運動
社会運動
で獲得

「人類の多
年にわたる
自由獲得の
努力の成果」
(97条)

【立場が弱いからこそ、連帯というパワーが必要】

*私たち1人ひとりの「生活」「働き方」のなかには、歴史が刻印されている。

*みなさんの労働組合にも、それぞれ歴史がある。1人ひとりの行動の集積が「現在」を形作ってきた。

*「労働者」という存在である「わたし」は、ひとりぼっちじゃない。